

初期室町幕府における裁許下知状の施行

佐藤 晴香

はじめに

初期室町幕府訴訟制度の研究における重要史料の一つが裁許下知状である。特に、將軍足利尊氏の同母弟であり、初期室町幕府の政治を主導した足利直義は、約九〇点の裁許下知状を発給している。発給数の多さから、初期室町幕府訴訟制度における裁許下知状の重要性がうかがえる。

足利直義裁許下知状については膨大な先行研究があるが、さしあたって羽下徳彦氏の基礎的な論考を整理して示しておく。まず、裁許下知状の署判は暦応四年（一三四一）九月までは「源朝臣（花押）」かつ奥上署判であるが、同年十月以降「左兵衛督源朝臣（花押）」となり、相論両当事者が共に武士の場合は袖判を用いるようになったことを指摘し、これを直義の地位向上を示すものと見なしている。また、日付から裁許下知状作成の日、すなわち引付の評議決定の日が定期的であったことを指摘した。そのうえで、内容からは「相伝の由緒」を有する寺社本所および鎌倉幕府以来の地頭御家

人層の權益を擁護し、旧来の身分秩序に組み込まれない小領主層に不利益を生じさせるものであったことを述べている。

一方で、同時期には引付・内談頭人（引付・内談方の長官）の発給文書である引付・内談頭人奉書も数多く検出される。引付・内談頭人奉書は、出頭・答弁を命令する場合（召文・問状）や、守護・使節などに係争地の権利者に対する引き渡し（沙汰付）を命令する場合などがあり、その役割は多岐にわたる。頭人自身が命令するのではなく、「仰」をうけて命令を伝達する形式である。また、引付・内談頭人奉書による係争地の沙汰付命令のみで訴訟を完結させようとする場合もある。このような手続きの類型は、先行研究で「特別訴訟手続」と呼ばれている。^⑤

初期室町幕府では裁許下知状による訴訟判決の伝達と、引付・内談頭人奉書による係争地の沙汰付命令（あるいは未進年貢の納入命令）という複数の訴訟手続きが存在し、それぞれが並行して用いられていた。そして、裁許下知状と引付・内談頭人奉書は連関する場合があった。裁許下知状の施行、すなわち裁許下知状で取り決めら

れた事項の執行である。

裁許下知状の施行および執行について述べた先行研究として、永井英治氏・岩元修一氏・亀田俊和氏の成果が挙げられる。永井氏は、室町幕府の「特別訴訟手続」について、裁許下知状の執行が展開した形態であること、すなわち「下知状に限定されていた副進文書の条件が無制限に拡大された」ために「特別訴訟手続」が可能となったことを論証した。岩元氏は、足利直義裁許下知状を施行する文言をもつ引付・内談頭人奉書の事例を紹介したほか、引付・内談頭人奉書には寄進状・下文・鎌倉幕府発給文書を施行する文言をもつ事例もあったことに言及した。亀田氏は、鎌倉期に正和の神領興行法発布を契機として、鎮西下知状に鎮西御教書による執行命令が付されるのが恒常化し、再末期に室町幕府の執事（管領）施行状と同質の執行命令が出現したことを指摘している（氏はこれを「『施行状』化」と評価している）。

また、鎌倉後期以降「下知違背の咎」という法的措置が存在したことが指摘されている。^⑨古澤直人氏は、「下知違背の咎」が「幕府下知不履行行為を容認せず、使節による段階的な所領の分割没収という厳罰を担保に下知の実現を図るものであり、幕命違反行為の処罰と下知履行の担保という二重の意図を併有した」こと、この措置の成立と適用は、越訴制抑圧という政策と不可分に結びついていたことを指摘した。この「下知違背の咎」適応事例は初期室町幕府で存在した。

ここで問題となるのが、裁許下知状の発給・施行という手段が選択された理由である。前述の通り、初期室町幕府では引付・内談頭人奉書による「特別訴訟手続」も行われていた。申状の副進文書として有力な証文さえ提出すれば、発給まで時間を要すると考えられる裁許下知状を待たずとも引付・内談頭人奉書による沙汰付命令が引き出せたはずである。^⑩また、当該期には院宣を獲得し、これを引付・内談頭人奉書などの幕府文書で施行するという訴訟のルートも存在した。^⑪ところが、当初は院宣が施行されていたものの、後に裁許下知状の施行へと切り替えられた事例が存在する（第一章で後述する）。以上の点から、引付・内談頭人奉書による沙汰付命令ではなく、裁許下知状とその施行が必要となる事情があったと考えるべきである。よって本稿では、（一）裁許下知状の発給が必要とされた背景、（二）裁許下知状の発給後、引付・内談頭人奉書によって施行されるまでの過程という二つの論点を考察することで、裁許下知状の施行が有する意義や、室町幕府訴訟制度の実態を解明したい。

第一章 足利直義裁許下知状の発給とその背景

第一節 院宣から裁許下知状への移行―丹波国波々伯部保の事例―
まず、足利直義裁許下知状の施行文言をもつ引付・内談頭人奉書の事例について整理する。事例を表に示したものが【附表一】である。

【附表一】では、「任御下知状」などの文言や、「背御下知状」

【附表二】 足利直義裁許下知状の施行一覧¹²⁾

No	裁許下知状	重申状	引付(内談) 頭人奉書	訴人	論人	引付(内談) 頭人奉書の 差出人／宛所	係争地	施行文言	出典
1	暦応二・十二 ・十七	欠	暦応三・四 ・十八	祇園社顕詮	波々伯部信 盛	上杉朝定／後藤清高・志 水光宗(両使)	丹波国波々 伯部保	任御下知状	「南部晋氏所蔵文書」(「関東」一〇三五)／ 「八坂神社文書」(「八坂」一三七〇)／ 「熊谷家文書」(「中四」一〇六四)／同(「関 東」一三九八)
2	暦応四・四・ 二十一	欠	康永二・三 ・二十八	熊谷直経	熊谷直遠	吉良貞家／長江景盛(小 早川貞茂)(両使)	安芸国三入 本庄	守下知状	「到津文書」(「九州」一六六三)／「永弘文書」 (「九州」一九九七)
3 1	暦応四・五・ 十一	欠	康永三・三 ・四	田部氏女	田原氏ら	吉良貞家／竹田津小次郎 (日田肥前次郎)(両使)	豊後国田染 庄	守御下知状之旨	「永弘文書」(「九州」二二一七)
3 2	欠	欠	康永四・六 ・八			上杉朝定／大友氏泰(守 護)		知并度々施行	前掲／「永弘文書」(「九州」二二一七)
4 1	欠	欠	暦応四・十 二・十八			吉良貞家／曾我時長(論 人)		任御下知状	「東寺百合文書」ホ(「中四」一二二四)／同さ (「中四」一一三二)
4 2	暦応四・十一 ・二十一	康永元・七 ・四	康永元・七 ・四	東寺光信	曾我時長	吉良貞家／大内長弘(守 護)	周防国美和 庄	任御下知状之旨	前掲／「東寺百合文書」さ(「中四」一一九二) ／同け(「中四」一一八二)
4 3	欠	欠	康永三・十 二・八			上杉朝定／曾我時長(論 人)		不応御下知并 度々奉書	前掲／「東寺百合文書」ホ(「中四」一三七八)
4 4	欠	欠	貞和五・閏 六・二十九			上杉重能／上総左馬助 (守護)		不応御下知	前掲／「東寺百合文書」ヒ(「関東」一八二九)
5	康永三・閏二 ・二十一	康永三・十 ・十八	康永三・十 ・十八	最勝光院定 祐	高師兼	上杉重能／赤松則村(守 護)	遠江国村櫛 庄	背御下知状	「東寺百合文書」無号(「静岡」三〇九)／同ヌ (「静岡」三二四)／同セ(「静岡」三二二)
6	康永三・七・ 七	欠	康永三・七 ・二十五	法隆寺字侶 等	山本覚誉	上杉重能／中条茂助(論 人)	播磨国鶴庄	任御下知状	「斑鳩旧記類集」(東京国立博物館デジタルライ ブラリー)／同
7	康永四・六・ 七	康永四・七 ・十八	康永四・七 ・十八	近衛家雜掌	中条茂助	高師直／中条茂助(論 人)	越後国奥山 庄	守下知状	「中条家文書」(「関東」一五五七)／同(「関 東」一五七六)／同(「関東」一五七三)
8	欠(康永四・ 十・二十七)	貞和元・十 ・十八	貞和元・十 ・十八	近衛家雜掌	地頭代	高師直／土岐頼康(守 護)	美濃国仲村 庄	守下知状	「大友文書」(「九州」二二六二)／同(「九州」 二二五八)
9	貞和二・閏九 ・十七	欠	貞和二・十 ・十八	新興寺幸舜	青木実俊	上杉重能／上総左馬助 (守護)	因幡国安井 保	任御下知之旨	「新興寺文書」(「中四」一四八八)／同(「中 四」一四九六)
10	貞和三・三・ 十七	欠	貞和四・九 ・六	中条茂助	漆原兼連	高師直／細川頼春(守 護)	阿波国勝浦 山	就下知状	「中条家文書」(「関東」一六八五)／「高橋六 之助氏所蔵文書」(「関東」一七八五)
11	貞和四・八・ 二十七	貞和五・二 ・十四	貞和五・三 ・十四	高野山勝円	大田顕連	散位(上杉朝定カ)／細 川頼春(守護)	備後国大田 庄	任先御下知状	「高野山文書」(「中四」一六六三)／同(「中 四」一六九九)／同(「中四」一七〇三)

など裁許下知状への違背に言及する文言が含まれる引付・内談頭人奉書を検出し、この中から引付・内談頭人奉書より先に足利直義裁許下知状や重申状が存在し、足利直義裁許下知状の施行であると判断できる事例を示している。

岩元氏は、【附表一】1から11までのすべての事例を紹介している。しかし、3・4の事例では、施行が複数回行われているが、岩元氏は一度目の施行に対する言及にとどまっている。したがって【附表二】では、二度目以降の施行もすべて掲載した。

このほか、岩元氏は重申状に端裏書・裏花押が確認でき、かつセツトで裁許下知状とそれを施行する引付・内談頭人奉書が残存する事例、すなわち4・7・11のみを紹介している。これに加えて、【附表二】では5・8の重申状を掲載した。

5の重申状については、端裏書・裏花押は確認できないものの、重申状で訴えている内容が裁許下知状・奉書の内容と一致している。また、重申状の副進に関する記述である「御下知状案 康永三年後二月廿一日」と、裁許下知状の日付が一致している。したがって【附表二】5に掲載してよいと判断した。

8については裁許下知状そのものが現存しないが、重申状の副進文書に「御下知案 康永四年十月廿七日」とある。このことが、岩元氏が8の引付・内談頭人奉書が現存しない康永四年（二三四五）十月二十七日付裁許下知状の施行であると推測した根拠と思われる。筆者も岩元氏の見解は妥当であると考ええる。ただし、岩元氏は8の

重申状を紹介していない。そのため、【附表二】8は裁許下知状を「欠」としたうえで、重申状と引付・内談頭人奉書を掲載した。

相論内容から見ると、1・2・3・6・10は所領の帰属に関する相論の事例で、4・5・7・8は年貢未進に関する相論の事例である。9は論人による寺領内での伐木・狩猟が、11は年貢未進の代償として論人が所職を手放すことで和与が成立したが、その後論人側が押領したことが争点となっている。裁許下知状の施行は、所務沙汰全般で行われていたことが分かる。¹³

また、裁許下知状の発給に至るまでの過程を大別すると二通りがある。すなわち、請文・陳状・和与状の提出あるいは出頭など、何らかの方法で論人が裁判に参加している事例の1・2・3・6・7・9・10・11と、論人が不参のまま落居した事例の4・5である。なお、足利直義裁許下知状の発給においては、論人側の主張を裁許に至るまでに一応確認した事例が大半を占めることが指摘されている。¹⁴8は裁許下知状が残存しないため不明であるが、暦応二年（一三三九）八月四日・同十月七日・翌年十月七日の三度にわたって召文を遣わしていること¹⁵から、少なくとも暦応二年八月から翌年十月の間は論人の出頭が実現しなかったと思われる。

次に、足利直義裁許下知状の発給が必要とされた背景について考察する。そこで、院宣から裁許下知状へと施行の対象が変化した事例、すなわち【附表一】1・5を検討し、院宣ではなく裁許下知状の発給が必要とされた背景を明らかにする。

弧・アルファベットの筆者加筆。以下同じ)

まず、祇園社の顕詮が波々伯部信盛らによる丹波国波々伯部保の押領を訴えた事例である1を材料に、裁許下知状発給が必要とされた背景について考察する。波々伯部保を巡る相論については、既に

吉永隆記氏^⑮が詳細な分析を行っているため、氏の成果を参照し、その過程を以下に示す。まず、顕詮は建武四年(二三三七)八月六日付で波々伯部保を安堵する旨の光厳上皇院宣を獲得したうえで、これを引付・内談方に提出して安堵を申請した。引付・内談方は、同年八月二十四日・十月二十八日の二度にわたって波々伯部保を顕詮に引き渡すよう使節に命令した。このうち、八月の事例では「被_レ成_一院宣_三詔_二」という文言が見える。

この命令に対して、丹波守護の仁木頼章は顕詮家人が南朝方として波々伯部保に城郭を構えた上、各地で北朝方と合戦したことを注進し、安堵を取りやめるよう求めた^⑰。また、信盛は請文を提出し、波々伯部氏が波々伯部保の知行権を有しており、尊氏からも勲功の賞として波々伯部保が充行われていること、顕詮が南朝方に与同した「御敵」であることなどを主張した^⑱。吉永氏は、この頼章と信盛による幕府への働きかけが一体のものであったことを指摘している^⑲。上記の経緯により、顕詮への波々伯部保の安堵は再度審議されることとなった。暦応二年十二月十七日付で発給された裁許下知状には、審議の内容が克明に記されている。

【史料一】暦応二年十二月十七日付「足利直義裁許下知状」^⑳(丸括

祇園社前執行助法眼顕詮申、丹波国波_々伯部保事^(タ説)

右、当保者、顕詮曩祖權長吏行円、為_二神供料所_一管領之後、曾

孫顯玄法橋可_二師資相承_一之由、元久二年三月二日、賜_二院庁御

下文、先師顯円法眼正和三年正月廿六日、讓_二与_一顕詮_三畢、於_二

散在公田捌町者、被_レ寄_二付_一当社_三之条、永仁三年八月廿七日宣

旨、延慶二年十月十五日院宣^(後伏見上皇)炳焉也、安行庄住人又太郎信盛、

宮田庄住人次郎左衛門尉以下輩押領之由、帶_二建武四年八月六

日安堵院宣_一、及_二訴訟_一之間、同廿一日經_二評議_一、十二月廿日、

以_二志賀弥太郎行貞・上原孫神太秀基_一沙汰付畢、而重乱入之由

依_レ称_二之、可_二打渡_一之旨、去年八月九日、課_二仁木伊賀守頼章、

下_二御教書_一之処、(A)九月廿四日執_二進信盛請文_一畢、当保下

司職為_二御家人領_一、可_二各別_一之由雖_レ載_二之、如_二顕詮所_一進六波

羅正安元年十二月廿三日下知状_一者、下司氏澄代良盛与雜掌親

円相論之間、於_二所職_一者、社家一円可_二進止_一之由所見也、如_二

嘉暦二年十二月十六日同下知状_一者、波々伯部新左衛門尉盛国

越訴之間、以_二全九名半分_一依_二和与_一載_二許畢、於_二彼状_一者、顕詮

捧_二案文_一之処、信盛代経算備_二進証文_一之上、不_レ及_二子細_一、如_二

元徳三年十一月廿一日奉書_一者、全九名半分事、預所不_レ叙_二用

下知状_一、可_二沙汰付_一云々、符_二合于嘉暦下知状_一之間、難_レ及_二

保違乱、如_二建武三年二月一日下司職下文者_一、為_二勲功之賞_一雖_二

充行、為_二社領_一之条見_二先段_一、(B)爰顕詮或為_二当国御敵張本_一

之由、度々注進之、或降参之後、差遣家人重清於新田兵部少輔手之間、召捕之進侍所之旨、賴章雖載請文、相尋沙汰次第之処、如建武四年十二月廿八日侍所記録者、波々伯部住人左近次郎男事、白状所々変申畢、有所務沙汰歟、祇園執行願詮法眼先朝御代進人勢之条、必非其咎歟、然而先可召籠也云々、如津戸出羽權守入道々元与奪頼連・貞兼等写進同五年三月八日記録案者、祇園前執行願詮事、丹波国波々伯部次郎左衛門尉敵対之間、注進状難許容之旨、願詮所申非無子細、且直被成御教書之上、侍所毎相改之時、注進同篇、旁無其謂、可被閣敷云々、且三浦介高繼侍所管領之時、願詮不忠之由、賴章雖注申、糺明子細、無誤之旨奏聞之間、^(實名)日野入道大納言家、達大宮中納言隆蔭卿、建武四年申賜安堵院宣、於信盛等者、賴章依扶持、欲申沈願詮於罪過^(附)之旨所申之也、最初執進敵人注進状之条、頗頗難信用、^(附)(C) 次如賴章請文者、当保殊為諸方通用之用道之間、丹生寺・香下寺凶徒等、依可得力、賴章構要害於当所、差遣軍勢之間、雖塞方々通路、限于当道往反、于今無相違云々、為要害之地者、兼日可言上之処、願詮企訴訟之後、称信盛陳謝注進、疑胎不^(始力)少、(D) 次如当執行静晴法印解状者、願詮者罪科人也、於神供米信盛致沙汰之間、請取者也、願詮不可相綺云々、去年五月十四日、以岩井四郎左衛門尉家秀、下彼状畢、如^(静晴)同人所進賴章状者、願詮為御

初期室町幕府における裁許下知状の施行

敵之間、向後為領家職、恒例神役無懈怠、可致將軍家御祈禱云々、任彼状勤仕日御供之由、称申之条、前後變々之上、領家職亦不賜院宣者、争可許容哉、願詮者元弘以来給御教書、專為御祈禱人、建武三年七月、祇候東寺、致公私御祈之由院宣明白也、不達理訴送年月之条、為不便之儀歟、然則停止信盛違乱、可沙汰付当保於願詮、次信盛押領咎并年々得分物事、^(改行マ)

構要害之由、守護人注申之上者、不_レ及沙汰者、下知如件、

曆応二年十二月十七日

^(足利直義)
左兵衛督源朝臣(花押)

【史料二】の争点は、(A) 波々伯部保下司職の進止権、(B) 願詮の「御敵」疑惑、(C) 波々伯部保の「要害」設置、(D) 祇園社執行静晴の主張の四点に大別される。

このうち、(A) については、実際に恩賞として下司職が信盛に充行われていたものの、先に波々伯部保一円が社領となっていたため、願詮に下司職の進止権が認められた。次に、(B) については、賴章が願詮の悪行を度々注進したため、侍所の記録などが参照された。しかし、信盛が賴章の「扶持」によって、願詮を罪科に陥れようとした疑いがあることを理由に、信用し難いと判断された。また、(C) については、賴章が軍事目的で波々伯部保に要害と軍勢を設置したことを注進していた。この注進に対して、要害の設置はあら

はじめ申告すべきであるにもかかわらず、顕詮の提訴後に注進してきたため、疑わしいと判断された。最後に、(D)については、祇園社の当執行である静晴が、顕詮は「罪科人」であり、なおかつ信盛は祇園社に神供を納入しておりこれを受け取っているので、祇園社の執行ではない顕詮が波々伯部保に関与するいわれはないと訴えた。また静晴は、頼章によって波々伯部保領家職が自分に与えられた上に、「將軍家御祈禱」を行うよう要請されたと主張した。しかし、静晴は領家職安堵の院宣を受けていないこと、顕詮が「御祈禱人」として「公私御祈」を勤めてきたことを理由に、静晴の主張は退けられた。すなわち、【史料一】では顕詮の主張が全面的に認められており、顕詮と対立する信盛・頼章・静晴の主張はことごとく退けられている。

では、なぜ顕詮は裁許下知状の発給を必要としたのだろうか。ここで重要となるのが、波々伯部保の支配における顕詮の立場である。吉永氏は、顕詮が元享三年（一三三三）に、波々伯部保の私領を停止して彼を「保務」に付す後醍醐天皇綸旨を獲得したこと、この綸旨を後ろ盾に保内に存在する私領の集積を進めたことを明らかにした。²⁷⁾ そのうえで、後醍醐天皇を相対化する北朝（幕府）の台頭により、顕詮の波々伯部保支配の正当性が揺らいだために、波々伯部氏をはじめとする北朝方の在地勢力から波々伯部保を警固しようとしたが、これも失敗に終わったことを指摘している。²⁸⁾ 吉永氏の指摘を踏まえると、顕詮は内乱により、非常に不利な立場に追い込まれて

いたことがわかる。

このうえ、波々伯部信盛は尊氏から恩賞として波々伯部保が充行われている。²⁹⁾ 【史料一】でみたように、結果的にこの恩賞は無効とされた。しかしながら、顕詮にとってこの信盛に対する恩賞充行は、自身の「相伝の由緒」と矛盾する「新たな由緒」の創設であり、自身の正当性を揺るがしかねない事態であったことを強調しておきたい。

また、先述した通り、院宣を根拠とした建武四年八月二十四日付の沙汰付命令に対しては、波々伯部信盛が請文で反論を加えている。このとき、信盛が反論の根拠としたのが、顕詮が「御敵」であることを伝えた仁木頼章の注進状と、この注進を引付・内談方に与奪する旨を返信した尊氏の御教書であった。³⁰⁾ 信盛請文には「彼案文二通謹進上之候」とあり、この二通の案文が、遵行にあたった使節に提出されたことが分かる。次の【史料二】は、遵行の結果について、使節の上原秀基が幕府に報告した請文である。

【史料二】建武四年十月十一日付「上原秀基請文」³¹⁾

紙端陰面二云、上原孫神太請文、建武四 十 廿七

去八月廿四日御教書、九月廿日到来、謹拝見仕候畢、抑祇園社前執行顕詮法眼申、当社神供料所丹波国波々伯部保事、任下被_二仰下_一旨、志賀弥太郎相共莅_二彼所_一、欲_二沙汰_一付下地於顕詮代_二候之_一、於_二顕詮_一者、為_二御敵_一之条、可_レ被_レ与_二奪仁木伊賀守_一

殿御注進状於引付之間、九月二日被_レ成_二御教書之上者、不_レ可_二遵行之由、捧_二請文并御教書支申候、仍彼案令_二校正、謹進_二上之候、此上者、可_レ為_二何様候哉、以此旨可_レ有_二御披露候、恐惶謹言、

建武四年十月十一日

(上原)
神秀基 請文
裏_二有_レ判

【史料二】では、信盛の反論を受けた秀基が、「可_レ為_二何様候哉」と幕府に判断を委ねている。沙汰付命令への異議申し立てについては、「縦雖_レ有_二支申輩、不_レ帶_二御下知・安堵外題状等者、不_レ可_二許容_二」^⑪と規定されている。信盛が提出した頼章注進状と、注進の内容を引付・内談方で審議させることを返信しただけに過ぎない尊氏御教書は、一見この規定から外れているように思われる。しかしながら、秀基はこの二通を幕府に伝達した。これには、先述した顕詮の波々伯部保内における立場の不安定さや、信盛の守護との結びつきも少なからず影響していると考えられる。そのため、顕詮は光厳上皇院宣による安堵を獲得したにもかかわらず、波々伯部保の顕詮への引き渡しは即座に実現しなかった。このため、顕詮は相論に関する幕府の判断が示された裁許下知状を獲得することで、信盛らの異議申し立てを不可能にすることを目論んだと考えられる。

第二節 院宣から裁許下知状への移行―遠江国村櫛庄の事例―

次に、最勝光院雑掌の定祐が高師兼の遠江国村櫛庄寺用米未進を

初期室町幕府における裁許下知状の施行

訴えた事例である【附表一】5について検討する。

次の【史料三】は裁許下知状に先立って発給された引付・内談頭人奉書で、すべて光厳上皇院宣の施行という形式をとっている。

【史料三】建武四年（一二三七）九月二十日付「引付・内談頭人（沙弥某）奉書案」・暦応元年（一二三八）十月四日付「引付・内談頭人（撰津親秀）奉書案」・康永元年（一二四二）八月十四日付「引付・内談頭人（吉良貞家）奉書案」^⑫（丸括弧およびイ・ロ・ハは筆者加筆）

(イ) 最勝光院領遠江国村櫛庄雑掌定祐申寺用米事

(今出川兼季)

院宣并前右大臣殿御消息副_二解状・具書_一如_レ此、早任_二被_二仰下_一之旨、於_二彼寺用米六拾石者、守_二先例_一可_レ致_二沙汰_一之旨、相_二触之_一、載_二起請之詞_一可_レ被_二注申_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

建武四年九月廿日

沙弥判

(今川範国)
守護殿

(ロ) 最勝光院領遠江国村櫛庄雑掌定祐申、寺用米事、就_二院宣_一先度触遣之処、不_二事_一

行_二云々_一、所詮於_二寺用六十石者、守_二先例_一可_レ致_二其沙汰_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

暦応元年十月四日

(撰津親秀)
掃部頭判

(高師兼)
尾張守殿

(ハ) 最勝光院領遠江国村櫛庄雑掌定祐申、毎年寺用六十石事、重訴状如_レ此、就_二院宣_一

度々施行之処、不_二承引_一云々、太無_レ謂、不日任_二先例_一可_レ被_二

究済、猶以令_二遲怠_一者、可_レ有_二其咎状_一、依_レ仰執達如_レ件、

康永元年八月十四日
(吉良貞家) 修理権大夫判

高尾張守殿

【史料三】のうち(イ)では、「院宣并前右大臣殿(今出川兼季)

御消息」³³を示し、院宣で命ぜられた内容に任せて、高師兼に寺用米六拾石を納入させたくえて、注申するように遠江守護今川範国に命令している。なお、(イ)の後に範国の注申は残存していない。

(ロ)では、(イ)と異なり、寺用米の納入を論人高師兼宛に直接命令している。(ハ)も師兼宛で、師兼が院宣の施行に従わないことに触れたうえで、納入を催促し、それでもなお「遲怠」した場合は刑罰があることを示している。【史料三】からは、院宣を何度も施行したにもかかわらず、数年にわたって寺用米の納入が実現していないことがうかがえる。

【史料四】康永三年閏二月二十一日付「足利直義裁許下知状」³⁴

最勝光院領遠江国村櫛庄雑掌定_(祐)申、当庄地頭高尾張守_(師兼)留_(抑)

寺用_(米由)□□事

右、就_二雑掌之訴_一、被_レ下_二院宣_一之間、(A)建武四年九月廿

日・暦応元年十月四日・_(去々)□□年_(八月十四日難遣奉書)□□之
間、(B)就_二当参_一、同_(上)□□二月十三日・_(去年五月一日)□□、_(以)□□_(無音)
人_(信重)宏昭使_(者)□并書下_一、雖_レ加_二催促_一、于_レ今不_二弁申_一之条、頗無理
之所_レ致欺者、於_二建武四年以後寺用米_一、任_(先例)□□_(可)□□_(究)□□_(濟)□□_(于)□□_(雜)
□□之状、□□知如_レ件、

康永三年後二月廿一日

左兵衛督源朝臣_(足利直義)(花押)

【史料四】は康永三年閏二月に発給された足利直義裁許下知状である。(A)部分からは、【史料三】と同様の動きが確認できる。また、【史料三】(ハ)の後も師兼は「無音」であったことが分かる。

(B)部分からは、康永元年十二月十三日・翌年五月一日には師兼が「当参」すなわち在京していたため、奉行人雅楽仲重・飯尾宏昭の使者と書下によって再度催促したことが分かる。なお、鎌倉幕府の裁判では、書下による論人への催促は訴人の請求によって出されたことが指摘されている。³⁵この催促の後も、なお師兼が「弁申」さないことを受けて、このことを「頗無理之所_レ致欺」と述べたくえて、建武四年以後の寺用米を納入すべきであるという判断を示している。以上が裁許までの流れである。

【史料三・四】の内容を整理すると、【史料三】および【史料四】(A)部分では、引付・内談頭人奉書による院宣の施行という形で論人に寺用米未進の納入を命令していたのに対して、【史料四】

(B) 部分では奉行人の使者と書下による催促という方法に切り替わっている。また、(B) 部分の催促は論人の在京という状況を受けたものである。そして、度重なる催促にもかかわらず、論人が「弁明・反論しないこと」を根拠に、論人に寺用米未進の納入を命令する裁許下知状が発給された。

上記の点から、【史料四】は【史料三】までの院宣の施行という方式では未進年貢の納入が実現しなかったため、方針を転換したものと見える。しかしながら、裁許に至るまでの手続きに論人は一切関与していない。このため、【史料四】単独で訴人の要求が実現するとは考えにくい。実際に、この後には訴人の重申状と【史料四】を施行する引付・内談頭人奉書が存在するが、これらは【史料四】単独では未進年貢の納入が実現できなかったことを示している。このような事態は、訴人にもある程度予測できたのではないだろうか。言い換えれば、訴人は【史料四】単独での未進年貢の納入の実現を期待していたのではなく、【史料四】への違背を根拠とした強制執行、すなわち施行を求めていたとも考えられる。したがって、裁許下知状施行の過程では、院宣の施行とは異なる、より実効性が期待できる手続きがとられたのではないだろうか。

第二章 足利直義裁許下知状の施行とその過程

第一節 裁許下知状の施行と「下知違背の咎」の検討

第一章では、足利直義裁許下知状発給までの過程を検討し、裁許

下知状が必要とされた背景を考察した。第二章では、裁許下知状施行までの過程について検討を加えたい。

まず、【附表一】4・5・7・8・11の五事例では、重申状が残存している。そして、4・5・7・8では、重申状と同月に裁許下知状の内容を守るべきことを命令する引付・内談頭人奉書が発給されている。11については、重申状が貞和五年（二三四九）二月日付で提出され、引付・内談頭人奉書が同年三月十四日付で発給されている。

永井英治氏²⁶は、裁許下知状の執行では、訴陳に替えて審議することとはなかったと指摘した。そして、この審議の省略は「下知状発給の段階で審議は終わっており、それを繰り返す必要はないという論理」に基づいていると述べた。【附表一】の事例についても、永井氏が指摘したように、引付・内談頭人奉書の発給においては審議が省略されていると考えられる。

次に【附表一】を参照すると、裁許下知状の発給から一か月程度で引付・内談頭人奉書によって施行している事例が存在することが分かる。すなわち4・6・7・8・9の五事例である。4は合計四回の施行が確認できるが、最初の施行は裁許下知状の発給から約一か月後に行われている。

五事例のうち、7・8は訴人の重申状が残存しており、施行に至るまでの経緯を知ることができる。次の【史料五・六】である。

【史料五】康永四年（一三四四）七月日付「近衛家雑掌実清重申状」^{②7}

（傍線は筆者加筆。以下同じ）

〔^{備表書}〕雑掌重申〔^近〕

〔^近〕衛殿御領越後国奥山庄雑掌実清重言上、

欲_下早以御下知違背篇、被_レ經_二御沙汰、為_二当庄中条地頭三

浦和田三郎左衛門尉茂助、依_レ令_二抑_二留領家御年貢、去_二〔^{六月}〕

七日、雖_レ被_レ成_二下御下知、于_レ今不_二遵行_二一条、違背罪料難_レ

遁子細事、

副進

一通 御下知案康永四年六月七日

右、件茂助建武四年以来就_レ令_二抑_二留御年貢、重々被_レ經_二御沙汰、去六月七日遂_二結解_二、可_二究済_二之旨、雖_レ被_二仰下、于_レ今不_二遵行_二上者、為_レ被_レ行_二御下知違背罪料、仍言上如_レ件、

康永四年七月 日

【史料六】貞和元年十一月日付「近衛家雑掌尊舜重申状案」^{②8}

〔^{備表書}〕仲村庄下方〔^近〕申状

近衛殿御領美濃国仲村庄下方雑掌尊舜重言上、

欲_下早仰_二御使、重被_レ成_二下嚴密御下知於当所地頭大友式部丞

代官高山三郎_{不_レ知_二実名_一并野田進士兵衛入道_{不_レ知_二法名_一等、抑留御年}}

貢者不日被_レ糺返、至_二其身_一者被_レ糺_二行御下知違背等重料_一間

事、

副進

一通 御下知案康永四年十月廿七日

右、当所地頭代高山三郎・野田進士兵衛入道等年貢抑留之次第

就_レ訴_二申之、自_二去曆_二二年七月、至_二今年_一^四十月、重々被_レ

經_二御沙汰、任_二員数_一不日可_レ令_二究済_二之旨、被_レ成_二下御下知

畢、然而猶不_二事行_二之上者、仰_二御使_一重被_レ成_二下嚴密御下知、

於_二抑留物_一者、不日被_レ糺返、至_二其身_一等_二者、為_レ被_レ糺_二行御下

知違背等重料、粗重言上如_レ件、

貞和元年十一月 日

【史料五】は【附表一】7の、【史料六】は8の重申状である。

【史料五・六】は裁許下知状の案文を提出したうえで、裁許で取り決められた未進年貢の納入が実現していないことを訴えている。そのうえで、【史料五・六】傍線部では論人を「御下知違背罪料」あるいは「御下知違背等重料」に処すように要求している。

古澤直人氏^{②9}によると、鎌倉幕府における「下知違背の咎」の具体的な処罰とは、所領収公ないしは一部没収であり、使節によって段階的に没収された。また、室町幕府においても、追加法九条・二五条などに「下知違背の咎」に関する規定が見られる。次の【史料七】は年貢の未進に関する罰則を規定した追加法二五条の前半部分である。

【史料七】「室町幕府追加法二五条」^④

一 国司領家年貢對捍地事、貞和十二 十三
沙汰

就貞永式目有_レ其沙汰、地頭以下領主、不_レ應裁許之日、

雖改_レ補所職、本所乃貢失墜之条、背理致_レ歟、仍自今以後、
及_二下知違背之期_一者、収_二公彼職_一、補_二新司_一之時、可_レ分_二付
前司未済五分一相応之地於本所_一也、(後略)

【史料七】から、(一)追加法二五条の制定(貞和二年十二月十三日)以前は、地頭などの領主が裁許に應じなかった場合には、所職を改補していたこと、(二)二五条の制定以後は、新司を補任する際に、併せて前司未進分の五分の一に相当する地を本所に引き渡すべき旨が定められたことが分かる。【史料七】は室町幕府における「下知違背の咎」の法的整備を示すと同時に、幕府による具体的対応を示している。

では、【史料五・六】の重申状を受けて、実際にどのような対応がとられたのだろうか。【史料五・六】の後には、それぞれ引付・内談頭人奉書が発給されている。次の【史料八・九】である。

【史料八】康永四年七月十八日付「引付・内談頭人(高師直)奉書」^④

近衛前関白家雑掌実清申、越後国奥山庄内中条年貢事、重申状如_レ此、早守_二下知状_一、遂_二結解_一可_レ被_二究済_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

初期室町幕府における裁許下知状の施行

康永四年七月十八日

(高師直)
武蔵守(花押)

(中条茂助)
三浦和田三郎左衛門尉殿

【史料九】貞和元年十一月十八日付「引付・内談頭人(高師直)奉書案」^④

(彌次ウ八世)
美濃中村事案 貞和元年

近衛前関白家雑掌申、美濃国仲村庄下方年貢事、重申状如_レ此、早守_二下知状_一、可_レ究済_二之由_一、相_二触地頭代_一、以_二起請之詞_一可_レ被_二注申_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

貞和元年十一月十八日

武蔵守在判

(頼康)
土岐刑部少輔殿

【史料八】は論人宛であり、【史料九】は美濃守護土岐頼康宛であるという違いはあるものの、いずれも「下知違背の咎」に関する言及はせず、「下知状を守り」未進年貢を納入することを命令している点が共通している。また、【附表一】に掲載した引付・内談頭人奉書のすべてで、論人の「下知違背の咎」に関する言及は見られない^④。ただし、「重申状如_レ此」という文言があることから、引付・内談頭人奉書と一緒に訴人の重申状も論人の元に伝達されており、訴人が「下知違背の咎」の適応を要求している事実は知りえたはずである。

これまでの内容を整理する。まず、【史料五・六】で要求されて

いる「御下知違背罪科」あるいは「御下知違背等重科」とは、鎌倉幕府の「下知違背の咎」や室町幕府追加法二五条の内容を鑑みると、論人所領の収公あるいは所職の改易を指すものであると考えられる。

【史料五・六】の重申状は、裁許下知状の発給から一か月前後の時点で、訴人は論人の所領収公・所職の改易という非常に厳しい処罰を要求している。この点から、訴人が積極的に「下知違背の咎」を利用し、論人の所領支配に関する権限を奪い取ろうとする姿勢が読み取れる。これに対して、幕府は【史料八・九】では訴人の要求を全面的に受け入れず、「下知状を守り」未進年貢を納入する（あるいは納入の催促をする）ことだけを一旦命令している。

また、裁許下知状の発給後に訴人が迅速な対応をとっていることから、訴人には「裁許下知状の発給だけでなく、その施行までが通例である」という認識があったと考えられる。^④さらに言えば、訴人にとっては裁許下知状だけが重要であったのではなく、裁許下知状を獲得することで、論人の下知違背を口実として幕府の強制執行を引き出す意図があったのではないだろうか。

古澤氏は、鎌倉幕府の裁許を「在地の紛争解決の紛争解決一般に果たした現実的役割・実行力は、（中略）相対的にいってよほど限定的」であると評価した。また、この要因として、（一）執権が強力な御家人処罰権を行使しがたかったこと、（二）執行の前提となる裁許内容の確定に長期間を要したこと、（三）強制力を備えた地方支配システムの欠如の三点を挙げた。このうえで、鎌倉後期以降

に幕府裁許を在地に強制する動き、すなわち下地遵行や「下知違背の咎」という法的措置の適用が見られるようになり、これらは室町幕府に「継承され、法制化された」と述べている。

しかしながら、本節を通じて見えてきたのは、室町幕府というよりは訴人が積極的に「下知違背の咎」を利用しようとする姿である。そして、【附表一】の引付・内談頭人奉書自体には「下知違背の咎」に関する記述が見られないことから、幕府は「下知違背の咎」の適用には（少なくとも訴人の積極性に比べれば）慎重であったように見える。

では、幕府は「下知違背の咎」についてどのような判断基準を設けていたのだろうか。この点については、足利直義裁許下知状の施行事例ではないものの、論人が引付・内談頭人奉書による命令に違背した場合の処罰について述べた事例が存在する。

たとえば、暦応二年（一三三九）十二月二十四日付「引付・内談頭人（吉良満義）奉書」^⑤では、「停止当国前守護代押妨、可レ沙汰居雜掌之旨、度々触遣之處、不レ事行」（傍点は筆者加筆。以下同じ）という状況を述べている。そのうえで、使節に再度遵行するよう命じ、なおも論人が「濫妨狼藉」に及んだ場合については「為レ処罪科、狼藉実否載レ起請之詞可レ被レ注申」と指示している。

同様に、暦応四年七月二十九日付「引付・内談頭人（上杉朝定）奉書案」^⑥では、論人の濫妨について「度々被レ仰下之處、不レ及レ遵行」という状況を述べている。その上で、使節による再度の遵行

に、論人が背いた場合については「為_レ処_二罪科_一」載「起請之詞」可_レ被_二注申_一と指示している。

このことから、論人が数回にわたって裁許下知状の施行を無視した場合には、処罰されたと考えられる。「下知違背の咎」についても、裁許下知状の発給後、論人が下知に従わないという段階では処罰せず、数回にわたって裁許下知状の施行（引付・内談頭人奉書）に従わない場合に処罰するという方式をとっていた可能性がある。

追加法二五条では下知違背に対する処罰として、所職の改易に加えて、未進年貢の五分の一に相当する土地を本所に引き渡すことが規定されたが、これは「本所乃貢失墜」は「理致（道理）に背く」という判断を受けたものである。「本所乃貢失墜」とは、追加法二五条制定以前には、地頭などの領主が裁許に応じず年貢を納入しなかった場合にその所職が改易されたが、未進分の年貢は補填されなかったことを指している。当然、未進年貢が放置されることに本所は不満を抱いたはずである。上記の点を踏まえると、追加法二五条による「下知違背の咎」規定の変更は、本所の要求が多分に影響したものであると考えられる。

第二節 裁許下知状の施行にともなう手続き

第二節では、裁許下知状の施行にともなう手続きの内容、すなわち、どのように裁許内容を実現しようとしたのかという点について検討する。まず、【附表一】に掲載した引付・内談頭人奉書の宛所

初期室町幕府における裁許下知状の施行

を確認すると、所領の帰属に関する相論の事例である1・2・3・6・10は、すべて両使あるいは守護宛であることが分かる。そしてこれらの事例は共通して係争地の「沙汰付」あるいは「沙汰居」を命令するという形式をとる。一方で、年貢未進に関する相論の事例である4・5・7・8は、論人に直接宛てる場合と、守護宛の場合がある。そして、4の事例では論人宛と守護宛の引付・内談頭人奉書が交互に発給されている。未進年貢の催促にあたっては、論人に直接催促する方法と、守護使によって催促させる方法を併用していたようである。

続いて、未進年貢の催促についてより具体的な手続きのあり方を検討する。【史料一〇】は【附表一】5の事例に含まれる重申状で、【史料四】の裁許下知状に続く史料である。

【史料一〇】康永三年十月日付「最勝光院雑掌定祐重申状」⁴⁸

最勝光院領遠江国村櫛庄雑掌定祐重言上、

欲_レ早当庄地頭高尾張守、被_レ抑_二留年々寺用米_一間、雖_レ被_レ成_二御下知_一不_レ叙用、剩被_レ封_二訴状_一、以_二御奉行使者_一被_レ催促_二処、尚以被_レ違背_一上者、被_レ成_二追御下知_一、重以_二御奉行使者_一、不日可_レ被_二究済_一由、被_レ催促_上、当庄本家寺用米毎年肆拾石事、

副進

一通 御下知状案 康永三年後二月廿一日

右、寺用米者、為_二毎年不闕課役_一之処、建武四年以来抑留之間、

雖_レ被_レ成_二御下知_一、就_レ不_二叙用_一、今年七月被_レ封_二訴狀_一、以_二御奉行使者_一被_二催促_一之處、尚_レ以違背之上者、不_レ日可_二究済_一之旨、被_レ成_二追御下知_一、重_レ為_二預_一御催促、言_上言_上如_レ件、

康永三年十月 日

【史料一〇】からは、裁許下知狀発給の後、論人高師兼による下知違背を受けて、最勝光院雜掌・定祐がとった行動を知ることができ、【史料一〇】傍線部からは、論人が裁許下知狀を叙用しなかったため、訴狀を封ぜられ、奉行人の使者によって寺用米の納入が催促されたことが分かる。このうえで、上記の催促にも論人が違背したため、「追御下知」を成し、再度奉行人の使者によって催促されることを要求している。なお、【史料一〇】に見える奉行人とは、【史料四】でも登場した雅楽伸重・飯尾宏昭であると考えられる。

前章で確認した通り、康永元年（一二三二）十二月十三日・翌年五月一日の二度にわたって、両奉行人の使者と書下によって論人に催促されていたことが【史料四】から分かる。また、この二度の催促は論人である高師兼の「当参」、すなわち京都に来ていたという状況を受けたものであった。⁴⁹ 【史料一〇】の奉行人の使者による催促は、康永元年十二月十三日・翌年五月一日の催促を繰り返したものののではないだろうか。

では、【史料一〇】の後にどのような手続きがとられたのであるうか。次の【史料一一】は【史料一〇】の提出を受けて発給された

引付・内談頭人奉書である。

【史料一二】 康永三年十月十八日付「引付・内談頭人（上杉朝定）奉書」⁵⁰

最勝光院領遠江国村櫛庄雜掌定祐申、本家年貢事、重訴狀如_レ此、背_二御下知狀_一未済云々、太不_レ可_レ然歟、所詮不_レ日可_レ被_二究済_一之狀、依_レ仰執達如_レ件、

康永三年十月十八日
散位（花押）
高尾張守殿
（師兼）

【史料一二】は論人に宛てられている。その内容は、論人の裁許下知狀違背に対して「太不_レ可_レ然歟」という意向を示したうえで、寺用米を納入するように命令するものである。残念ながら、【史料一二】からは【史料一〇】で要求されていた奉行人の使者による催促が実現したか否かは確認できない。

しかしながら、この点の傍証となるのが【史料一二】、すなわち【附表二】4の引付・内談頭人奉書である。

【史料一二】 康永三年十二月八日付「引付・内談頭人（上杉朝定）奉書」⁵¹

東寺雜掌光信申、周防国美和庄内兼行方乃貢事、重訴狀如_レ此、不_レ応_二御下知并度々奉書_一云々、所_レ遣_二奉行人使者_一也、不_レ日可_レ

被^ニ究済^一之状、依^レ仰執達如^レ件、

康永三年十二月八日

(上杉朝定)
散位(花押)

曾我六郎左衛門尉殿
(時長)

【史料一二】は【史料一】と同様に、裁許下知状の内容に従い、未進年貢を納入することを論人宛に命令する引付・内談頭人奉書である。ただし、【史料一二】傍線部からは、上記の命令に加えて、「奉行人使者」を遣わしていることが確認できる。以上の点を踏まえると、裁許下知状の施行という形式で論人に未進年貢の納入を命令する場合には、引付・内談頭人奉書の発給に加えて、奉行人の使者による催促も行われる場合があったことが想定できよう。

おわりに

本稿では、足利直義裁許下知状の施行事例を検討材料として、裁許下知状の施行について考察した。

第一章では、施行に先立って裁許下知状の発給が必要とされた背景を考察した。その結果として、訴人の荘園経営における立場の不安定さを打開し、敵対する勢力の異議申し立てを封じ込める手段として裁許下知状が必要とされた場合があったことを指摘した。また、院宣の施行を繰り返したものの、訴人の要求が実現しなかった場合に、裁許下知状の発給を受ける方針に転換した場合があったことを指摘した。

第二章では、裁許下知状施行までの過程について検討を加えた。その結果として、裁許下知状の施行に際して、訴人が積極的に「下知違背の咎」を利用しようとしており、むしろ幕府は「下知違背の咎」の適用には慎重であった。

また、追加法二五条では下知違背に対する処罰として、所職の改易に加えて、未進年貢の五分の一に相当する土地を本所に引き渡すことが規定されたが、これは本所の要求が多分に影響したものであると考えられる。

裁許下知状の施行においては、所領の帰属に関する相論の事例では、両使あるいは守護宛で、係争地の「沙汰付」「沙汰居」を命令するという手続きがとられた。一方で、年貢未進に関する相論の事例では、論人に直接催促する方法と、守護使によって催促させる方法を併用していた。そして、未進年貢の納入を催促する場合には、引付・内談頭人奉書の発給に加えて、奉行人の使者による催促も行われる場合があったと考えられる。

本稿を通じて、裁許下知状の施行が有した意義や、施行の実態を明らかにすることができたと考えている。訴人が裁許下知状発給を求める背景には、論人の異議申し立てを封じ込めようとする意図があった。古澤氏は、「下知違背の咎」という法的措置は鎌倉後期の越訴制抑圧の趨勢と不可分に結びついていたこと、このような趨勢から、下知の執行が拙速に行われるようになったことを指摘した。これに加えて、初期室町幕府では「特別訴訟手続」と呼ばれる一方

的沙汰付命令が行われたものの、これは論人の異議申し立てが可能であつたために、訴人は裁許下知状発給を必要とする場合があつたのではないだろうか。加えて、訴人は積極的に「下知違背の咎」を利用しようとしており、裁許下知状そのものの発給というよりも、むしろその施行を目的としていたことも考えられる。

最後に本稿で残された課題を挙げる。まず、裁許下知状発給の意義については、【附表一】の掲載事例に限らない幅広い事例を検討する必要がある。また、裁許下知状の施行手続きの検討は未進年貢催促のみにとどまっており、全般的な検討が求められる裁許下知状施行がどの程度の実効性を有したかについても検討が必要であろう。さらに、本稿の検討事例は足利直義裁許下知状の施行事例のみであり、非常に狭い範囲である。今後は、前後の時期との比較を行っていきたい。

註

- ① 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(同編『日本中世史論叢』岩波書店、一九九〇、初出一九六〇)、上島有「室町幕府文書」(上島有、柴辻俊六、田代脩、永島福太郎編『日本古文書学講座 四』雄山閣出版、一九八〇)、岩元修一「足利直義裁許状の再検討」(同『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、二〇〇七)、森茂暁「足利直義発給文書の研究―いわゆる『二頭政治』の構造―」(『福岡大学人文論叢』四五(四)、二〇一四)「新出の足利直義裁許下知状について」(『七隈史学』一八、二〇一六)、森本朱音「初期室町幕府における足利直義の政治―裁許下知状から見える政治思想―」

(『奈良史学』四〇、二〇二三) など。

- ② 羽下徳彦「足利直義の立場―その二 裁許状を通じて―」(同『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九九五、初出一九七三)。
 ③ 室町幕府では当初五番制引付方を置いたが、引付方は康永三年三月、編成替えによつて三方制内談方に改められた。このため、本稿では「引付・内談方」「引付・内談頭人」という語を用いる。
 ④ 山家浩樹「室町幕府訴訟機関の将軍親裁化」(『史学雑誌』九四(一二)、一九八五)三頁。
 ⑤ 石井良助「室町幕府不動産訴訟法」(同『新版中世武家不動産訴訟法の研究』高志書院、二〇一八、初出一九三八)。
 ⑥ 永井英治「鎌倉末々南北朝内乱初期の裁判と執行」(『年報中世史研究』二九、二〇〇四)。
 ⑦ 註①岩元論文二三九―二四二頁。
 ⑧ 亀田俊和「鎮西探題下知状執行命令の形成と展開」(同『室町幕府管領施行システムの研究』思文閣出版、二〇一三)。
 ⑨ 石井良助『日本法制史概説』(創文社、一九六〇、初出一九四八)三一九頁、植田信廣「鎌倉幕府の裁判における『不無理非』の論理をめぐって」(『法制史研究』二八、一九七八)八五―八七頁、古澤直人「鎌倉幕府法の効力」(同『鎌倉幕府と中世国家』校倉書房、一九九一)。
 ⑩ 註⑤石井論文四六九―四七二頁。
 ⑪ 森茂暁「北朝と室町幕府」(同『南北朝期公武関係史の研究』思文閣出版、二〇〇八、初出一九八四)、岩元修一「開創期の室町幕府政治史についての一考察―北朝との関係を中心に―」(『古文書研究』二〇、一九八三)。
 ⑫ 【附表一】の凡例は以下の通りである。典拠の刊本名は、『南北朝遺文 九州編』を『九州』、同中国四国編を『中四』、同関東編を『関東』、『増補八坂神社文書 復刻版』を『八坂』、『静岡県史料編六』を『静岡』と省略した(本文中で引用した史料の典拠も同

様である)。「斑鳩旧記類集」については、東京国立博物館「斑鳩寺旧記類集」東京国立博物館デジタルライブラリー(二〇二五年五月一日取得、<https://webarchives.tnm.jp/dlib/detail/1733;sessionid=2E203C1508D2896B50218F45903DDAB>、資料番号 MICRO、1548/00011)を参照した。宛所の守護の検索は佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 上・下』(東京大学出版会、一九七六・一九八八)山口隼正『南北朝期九州守護の研究』(文研出版、一九八九)を参照した。

⑬ ただし、裁許下知状の施行という手続きの性格上、文書紛失に関する事例は存在しない。

⑭ 註①岩元論文、二二七頁。

⑮ 「大友文書」(『九州』一三七六・一四〇七・一五八三)

⑯ 吉永隆記「祇園社莊園の再編―顕詮と丹波国波々伯部保―」(『立命館文学』六三七、二〇一四)。

⑰ 「八坂神社文書」(『八坂』一七二四)。

⑱ 建武四年八月二十三日付「仁木頼章注進状写」(『八坂神社文書』増補続史料大成)四六、一三八頁。以下、『続増補史料大成』は『大成』と省略する)。

⑲ 「引付・内談頭人(二階堂行応)奉書案」(『八坂神社文書』『八坂』一七二六)。

⑳ 「引付・内談頭人(上杉朝定)奉書案」(『八坂神社文書』『八坂』一七二八)。

㉑ 註⑱史料。

㉒ 「八坂神社文書」(『八坂』一七二三)。

㉓ 註⑱吉永論文、六七頁。

㉔ 「南部晋氏所蔵文書」(『関東』一〇三五)。

㉕ 石井氏によれば、鎌倉幕府では、訴訟の開始には訴人の訴状提出がなければならず、幕府は自発的に訴訟を開始しなかった(『鎌倉幕府不動産訴訟法』、註⑤石井著書所収、一〇七頁)。また石井氏は、

初期室町幕府における裁許下知状の施行

室町幕府の「訴訟手続きの進行に関する主義」も鎌倉幕府とほとんど異なるところはないと述べている(註⑤石井論文、三八六頁)。

㉖ 「八坂神社文書」(『大成』四五、三九六頁)。

㉗ 註⑱吉永論文、六二一・六五頁。

㉘ 註⑱吉永論文、六六頁。

㉙ 「八坂神社文書」(『大成』四六、三七六頁)。

㉚ 「八坂神社文書」(『大成』四六、三七六・三七七頁)。

㉛ 註⑱史料。

㉜ 「東寺百合文書」の(『静岡』一七七・二一五・二九三)。

㉝ 「東寺百合文書」の(『静岡』一七五・一七六)。

㉞ 「東寺文書」無号(『静岡』三〇九)。

㉟ 註⑲石井論文、一〇八頁。

㊱ 註⑲永井論文、二七一・二八頁。

㊲ 「中条家文書」(『関東』一六七六)。

㊳ 「大友文書」(『九州』二二六二)。

㊴ 註⑲古澤論文。

㊵ 「中世法制史料集 第二巻 室町幕府法」。

㊶ 「中条家文書」(『関東』一五七三)。

㊷ 「大友文書」(『九州』二二五八)。

㊸ なお【附表一】6の事例では引付・内談頭人奉書(『斑鳩旧記類集』。典拠は註⑱参照)に「使若令難渋者、可処罪科之由、被定」法畢、更不可有「緩怠」という文言が見えるが、これは使節の難渋・緩怠に対する処罰を示したものである。

㊹ 鎌倉末期の事例では、裁許下知状(鎮西下知状)が同日付の鎮西御教書によって施行された例が存在する(『鎌倉遺文』三一九一九・三一九二〇・三一九二二)。このことから、鎌倉末期には既に裁許下知状の発給だけでなく、その施行までがセットで行われることが一般化していたと考えられる。

㊺ 註⑲古澤論文。

- ④⑥ 「長福寺文書」(『宮津市史』一、五四一頁)。
- ④⑦ 「曇華院殿古文書」(『国立公文書館デジタルアーカイブ』一五九〇三〇五)。
- ④⑧ 「東寺百合文書」ヌ(『静岡』三一四)。
- ④⑨ 山田徹氏は、康永元年(一三四二) および貞和五年(一三四八)に師兼の京都での活動がみられることを指摘している(『南北朝期の守護在京』、『日本史研究』五三四、二〇〇七、三〇頁)。
- ⑤① 「東寺百合文書」セ(『静岡』三二三)。
- ⑤② 「東寺百合文書」ホ(『中四』一三七八)。